

# 産業廃棄物適正処理に係る 業種別事例集 ～公務編～のご紹介

## 第10回 広島県警察の事例

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターでは、環境省から委託を受けて、自治体や国(省庁)が産業廃棄物の適正処理や電子マニフェスト普及促進のために活用できるものとして、公務を対象に、排出事業者における産業廃棄物の適正処理に関する取組事例や電子マニフェストの活用事例を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成しました。(令和5年3月)

第10回は、事例集の中から、広島県警察本部における産業廃棄物の適正処理の取組み、電子マニフェスト使用の取組みについて一部抜粋し掲載します。

### 1 施設概要、実績

#### ○概要

警察施設の内訳

警察本部1ヶ所、警察署26署、警察学校1ヶ所  
広島県警察全体の職員数

5,700名

警察本部の所在地

広島市中区基町9番42号

#### ○排出する主な産業廃棄物(令和3年度実績)

廃棄物区分	普通産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
排出する主な産業廃棄物の種類	蛍光灯、電池類、金属くず、廃プラスチック類、合成樹脂製の衣類	燃えやすい廃油、pH2.0以下の廃酸

※ 金属くずは、スチール製キャビネット等

※ 合成樹脂製の衣類は、新型コロナウイルス感染症陽性者及び濃厚接触者に対応する職員が着用した個人防護具。広島県警察本部では、感染性廃棄物と同等に取扱うこととしている

※ 燃えやすい廃油、pH2.0以下の廃酸は、科学捜査研究所から排出された薬品等

### 2 委託先処理業者選定

#### ○処理業務の発注形態

- 発注金額が100万円を超える場合は一般競争入札、100万円以下の場合は随意契約

#### ○処理業者の情報収集

- (一社)広島県資源循環協会の「ひろしま産廃ネット」により、許可証の情報を確認

#### ○選定方法・選定基準

- 産業廃棄物処理業許可証の許可の品目、許可期限、許可エリア等を確認
- 電子マニフェストの使用を産業廃棄物処理業務の入札参加の条件としていない。また、業務仕様書に電子マニフェストの使用を必須とするような記載をしていない。産業廃棄物の委託処理を受注する処理業者が電子マニフェストを導入している場合は、電子マニフェストの使用を求めているが、委託先の処理業者が電子マニフェストに対応できない場合は紙マニフェストを使用している。業務委託仕様書には、「業務終了報告は、収集運搬業務については、マニフェストB2、B4、B6票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告を完了通知に添付すること。」と明記

### 3 委託契約・事前打合せ

#### ○委託契約

- 広島県警察では、各施設で個別に委託契約を締結
- 警察本部では、令和3年度は、収集運搬業者1社、処分業者1社、収集運搬・処分を兼務する処理業者8社と委託契約を締結した。基本的には収集運搬・処分を兼務する処理業者と委託契約することとしているが、厳重な管理が必要な廃棄物の処理を委託する場合は当該廃棄物の許可を有する別の処理業者を選定
- 委託契約書は、広島県警察が所管する施設がそれぞれ作成・保管している。契約書は総務部施設課が内容を確認
- 同じ処理業者と委託契約を継続する場合は、契約内容を年度ごとに見直し

#### ○廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- 運搬担当者の求めに応じて産業廃棄物の排出場所の事前確認を実施

### 4 電子マニフェストの使用状況

#### ○電子マニフェストの運用方法

- 広島県警察が所管する施設における令和3年度のマニフェスト登録件数（電子と紙の合計）は、約200件（電子マニフェスト88%、紙マニフェスト12%）
- 広島県警察が所管する施設から排出される産業廃棄物の電子マニフェストの登録は警察本部総務部施設課の担当者が行っている。担当者は産業廃棄物の引渡しの1週間前までに、引渡予定日、産業廃棄物の情報（種類、排出予定数量）、引渡担当者名、委託先収集運搬業者名、収集運搬業者の電子マニフェストの加入者番号、引渡場所について各施設の担当者よりメールで報告を受け、報告内容を元に予約登録を行った後に、受渡確認票を出力して各施設へメールで送付
- 各施設から処理業者への産業廃棄物の引渡し完了したことの連絡を受けたのち、産業廃棄物の引渡後3日以内に本登録
- 処理業者による処理終了報告は、マニフェスト情報の照会画面で確認し、各施設に処理終了を連絡
- 電子マニフェスト情報は、自治体環境部局への報告や前年度のマニフェスト情報の照会に利用

#### ○電子マニフェスト導入の経緯

- 環境県民局産業廃棄物対策課（以下「産業廃棄物対策課」という。）からの働きかけがあり、平成27年（2015年）電子マニフェストの使用を開始

#### ○電子マニフェストの円滑な使用のための工夫

- あらかじめ決まっている入力内容を登録しておく「パターン登録機能」を使用

#### ○電子マニフェスト導入の効果

- 「パターン登録機能」の活用により、電子マニフェストの入力作業の簡素化を図ることが出来た
- マニフェストの法定記載事項の入力漏れが少なくなった
- 紙マニフェストの保管場所の省スペース化につながった

### 5 その他の取組み

#### ○電子マニフェスト普及に関する取組み

- 広島県ではマニフェスト使用件数が少ない排出事業者のために、少量排出事業者団体加入支援事業（以下「支援事業」）に取り組んでいる。支援事業では、（一社）広島県資源循環協会が利用代表者となり、電子マニフェストの少量排出事業者団体加入制度<sup>\*</sup>を利用することができる環境を構築

<sup>\*</sup>「少量排出事業者団体加入制度」とは、「排出事業者が20者以上集まって加入する」、「利用代表者が団体で加入した加入者の利用料金を一括して支払う」、「情報処理センターからの連絡先は利用代表者とする」という条件を満たした場合に適用が可能となる電子マニフェストの料金体系である。年額の基本料が110円（5件までは使用料が無料、6件からは1件当たりの使用料が22円）となるため、マニフェスト登録件数が少ない排出事業者に適している。

- 支援事業により、申込者自らが20者以上の排出事業者を集めることなく、また利用代表者の設定をすることなく電子マニフェストが使用できるため、排出事業者における初期費用や事務作業の負担が少ない加入形態となっている
- 広島県警察でも支援事業により電子マニフェストを使用しており、電子マニフェストの使用料は、1年度分をまとめて翌年度に（一社）広島県資源循環協会に支払っている

#### ○産業廃棄物の適正処理に関する取組み

- 産業廃棄物対策課が、産業廃棄物の委託契約の担当者のうち、希望する者を対象とした廃棄物全般に関する研修を1年に1回、2時間程度実施